

彦根市の組織が 一部変わります

人事課

彦根市では、新たな行政課題に適切に対応するため、10月1日から組織の一部を変更します。

(仮称) 荒神山自然の家 準備室の新設

荒神山少年自然の家の移管などの準備を進めるため、企画振興部内に「(仮称) 荒神山自然の家準備室」を新設します。(市役所4階)

コンベンションサービス室の新設

市内で開催される各種会議や学会などの誘致・支援を推進するため、観光振興課内に「コンベンションサービス室」を新設します。(市役所3階) 問い合わせ先 人事課 ☎ 30-6106番、FAX22-10908番



10月18日(月)～同29日(金) 搬入できません事業系粗大ごみ

清掃センター

清掃センターでは、粗大ごみ処理場の補修工事を行います。工事期間中は、事業にともなって発生した粗大ごみの搬入はできません。

なお、一般家庭からの搬入、有料戸別収集は工事期間中も通常どおり受け付けます。 工事期間(搬入規制期間) 10月18日(月)～同29日(金) 問い合わせ先 清掃センター 施設係 ☎ 24-3879番、FAX24-2850番、 清掃センター管理係(有料戸別収集受付) ☎ 22-2734番、FAX24-7787番

9月27日(月)から 予約型乗合タクシーの運行を拡充しました

交通対策課

現在、市内では、稲枝地区の一部と鳥居本地区、河瀬駅周辺地区で予約型乗合タクシーの試行運行をしています。今回、湖東定住自立圏協定を締結したことに伴い、9月27日(月)から、次のとおり既存路線の延伸、新規路線を導入しました。また、平日運行から毎

日運行に改善し、土・日曜日、祝日(年末・年始は除く)でも利用できるようになりました。

延伸路線 愛のりタクシーとりいもと 新規路線 愛のりタクシーこうら

▼愛のりタクシー多賀彦根・豊郷  
なお、詳しい路線図、時刻表については、交通対策課までお問い合わせください。 問い合わせ先 湖東圏域公共交通活性化協議会事務局(交通対策課) ☎ 30-6134番、FAX24-8517番



ポルトガル語・子育てサロンをご利用ください

市民交流課

彦根市国際協会では、南米系住民を対象に、妊娠や出産、育児について気軽に相談でき、また仲間づくりができる場として「子育てサロン」を設置しています。相談したい人が近くにおられたら、子育てサ

ロンのことを伝えてください。 開催日時 原則、毎週火・木曜日 午前10時～正午 ※開設日はお問い合わせください。(12月まで開設予定) 場所 市民会館2階国際交流ミーティングルーム 問い合わせ先 彦根市国際協会事務局 ☎ 22-1411番 (内線500)

10月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」がスタートします

滋賀農政事務所

米や米加工品に関わるすべての事業者が、米や米加工品に関するすべての事業者は、次の取り組みを行わなければなりません。 ▼取引の記録 米を出荷するときは「米や米加工品」を取引するときは、伝票などを受領するなどして、受領記録を作成してください。 ▼3年間保存 受領した伝票や発行した伝票などの控え

この法律では、米や米加工品に関わるすべての事業者は、次の取り組みを行わなければなりません。 ▼取引の記録 米を出荷するときは「米や米加工品」を取引するときは、伝票などを受領するなどして、受領記録を作成してください。 ▼3年間保存 受領した伝票や発行した伝票などの控え

は3年間保存してください。 ▼産地を伝達 「米や米加工品」を取引するときは「米飯」などを提供するときには、原料米の産地情報を取引先や消費者に伝えてください。 問い合わせ先 滋賀農政事務所計画課 ☎ 077-52214274番

近畿圏交通実態調査(近畿圏パースントリップ調査)にご協力ください

都市計画課

近畿2府4県に在住の人を対象に、1日の動きを調査する交通実態調査を10月～11月に実施します。この調査は国土交通省と滋賀県が実施する調査で、無作為に抽出した家庭に郵送で調査票を配布し、回答していただくものです。 調査結果は、交通計画、防災計画、環境改善など、安全で快適なまちづくりにいかされます。調査票が届いた場合は、調査にご協力をお願いします。 問い合わせ先 都市計画課 ☎ 077-52804182番、FAX ☎ 077-52804906番、都市計画課 ☎ 30-6124番、FAX 24-8517番

「ご意見をお待ちしています」

彦根市伝統的建造物群保存地区 保存条例(素案)について

彦根市では文化財保護法の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区を定めるための保存条例を策定することとしました。

この保存条例は、彦根市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関して、建造物などの現状変更の規制、そのほかその保存のために必要な措置について規定しようとするものです。つきましては、素案を公表しますので、市民の皆さんのご意見をお寄せください。

条例素案の公表場所 教育委員会文化財課、支所・各出張所、情報公開コーナー(市役所1階)、彦根市ホームページ 公表・提出期間 10月1日(金)～11月1日(月) 提出方法 教育委員会文化財課に直接お持ちいただくか、郵送、ファクス、Eメールで提出してください。

提出・問い合わせ先 教育委員会文化財課 (〒522-0001尾末町1-38) ☎ 26-58033番、FAX 26-58099番、Eメール bunkazai@mx.hikone.ed.jp

都市再生整備計画事業(彦根駅東部地区)の事後評価原案について

彦根市では、彦根駅東部地区の都市再生整備計画に基づき、平成18年度から5か年計画で「彦根の新しいエントランス(玄関)の創造」を目標に土地画整理事業をはじめ、さまざまな事業を実施してきました。今年度は、都市再生整備計画事業の最終年度になることから、事後評価を行います。

つきましては、事後評価原案を公表しますので、市民の皆さんのご意見をお寄せください。 原案の公表場所 都市街地整備課、支所・各出張所、情報公開コーナー(市役所1階)、彦根市ホームページ 公表・提出期間 10月1日(金)～同15日(金) 提出方法 都市街地整備課に直接お持ちいただくか、郵送、ファクス、Eメールで提出してください。

提出・問い合わせ先 都市街地整備課 (〒522-8501元町4-2) ☎ 30-6126番、FAX24-5211番、Eメール kukakusei@city.hikone.shiga.jp

市職員を募集します

職種(人員)	職務内容	受験資格	受付期間・試験日など
身体障害者対象一般事務 (1人)	一般行政事務	次の要件をすべて満たす人 (1)昭和52年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 (2)身体障害者手帳の交付を受けている人 (3)介助者なしに職務の遂行が可能で、かつ、自力での通勤ができる人 (4)活字印刷文による採用試験の出題に対応できる人	受付期間 10月4日(月)～同25日(月)の8:30～17:15 (土・日曜日、祝日除く) ※郵送の場合は、10月25日(月)の消印有効 試験日 11月7日(日) 受験申込書などの配布場所、受験の申込・問い合わせ先 彦根市職員選考委員会 (人事課内) ☎30-6106、FAX22-1398
経験者 発達相談員 (1人)	発達診断、発達相談および療育に関する業務および関連する行政事務	次の要件をすべて満たす人 (1)昭和26年4月2日以降に生まれた人 (2)臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有する人(平成23年3月末までに取得見込みの人を含む) (3)発達相談の職務経験が平成23年3月末現在で1年以上ある人(平成23年3月末までの見込みを含む)	

ご長寿 おめでとう おめでとう おめでとう

今年の敬老の日は、9月20日(月)でした。長年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者の皆さんに感謝し、長寿を祝う日です。この日にちなみ、彦根市の最高齢者を紹介します。



北川みなさん 明治38年 11月3日生まれ (104歳)

※いただいた意見などは、市の考え方とともに整理したうえで公表します。なお、いただいた意見に対して個別に回答はいたしません。あらかじめご了承ください。